

「被災者が主役」の復興支援を

民主、自民、公明の3党提出の「復興基本法」が国民新党、社民党も含めて賛成多数で成立しました。復興の理念と枠組みを定めるものですが、その中身は被災者不在の3つの問題点があります。

日本共産党

① 生活基盤の回復なし

復興基本法の基本理念は「国境を越えた社会経済活動の進展への対応」など被災者の生活基盤の回復より財界・大企業主導の政策が優先され、まさに本末転倒です。

② 上からの復興押しつけ

国が復興の「基本的な方針」を定め、地方自治体はこれを踏まえて「措置を講ずる責務を有する」と「上からの復興」の押しつけとなっています。

③ 増税押しつけの「構想会議」にお墨付き

復興財源の名で増税を打ち出している復興構想会議を法的に追認するもので、復興を口実にした消費税増税に道を開くものです。



内閣不信任案の提出日に
民主、自民、公明が「密室談合」

民主、自民、公明が復興基本法の政府案に修正を加えて合意したのは6月1日。その日は自公両党が内閣不信任案を提出した日です。表では政争に明け暮れ、裏では談合して悪政をすすめる―まさに被災者不在です。

被災者の願い抑え込む 復興構想会議の「提言」

政府の復興構想会議が6月25日に提出した「提言」は、民間企業参入のために漁業権の規制緩和を行うなど被災者の生活再建より大企業の開発を優先させるものです。さらに復興税の名目で消費税増税を狙っています。

復興計画は住民合意で 財政は国の責任で

復興の進め方は、計画は住民合意で、実施は市町村と県・国が連携して、財政の大半は国の責任とすることを大原則にすべきです。日本共産党は復興の提言を発表し、農協、漁協や首長と懇談と共同をすすめています。



日本共産党の復興提言はこちら↓



国政事務所ニュース

2011年
6、7月号外

発行：日本共産党国会議員団愛知事務所
〒460-0007 名古屋市中区新栄3-12-27 電話052-261-3461
日本共産党の見解を紹介します。ご意見、ご感想をお寄せ下さい。

「しんぶん赤旗」をお読みください

(日刊紙2900円/日曜版800円)

被災者の願い実現に全力

日本共産党は、3月13日に震災現地対策本部を設置し、被災者から要望を聞いて国会でとりあげ、従来の法律の枠をこえたものも実現させています。また、救援・復興募金やボランティアにもとりにくんでいます。

日本共産党

支援金が満額に



現行の生活再建支援制度では、家屋全壊で最高300万が支払われますが、1次補正では100万しか支給できません。5月24日、日本共産党の穀田衆院議員の質問に、松本防災相は「満額支給する決意だ」と答弁。日本共産党は300万の上限の引き上げも求めています。

食費を一日1010円から1500円に

災害救助法では食費の基準は一人一日1010円。「これでは健康を損なう」と被災者とともに改善を求め、5月上旬に岩手、宮城、福島の前被災3県が食費を1500円以内に引き上げる特別基準を設けました。



船の修繕・新造費274億円

日本共産党の紙智子参院議員は、5トン未満の小型船に公費補てんする激甚災害法について「5トン以上も含めた抜本的対策」を要求。第一次補正予算に5トン以上を含めた船の修繕・新増費274億円が盛り込まれました。

- マンション共有部分も災害救助法の住宅応急修理制度の対象に
- がれき撤去を国費負担。自前撤去分や船と車の撤去費も含める
- 企業の社会保険料を1年間免除
- 雇用調整助成金の要件緩和を東北5県から全国に拡大
- 医療費窓口負担無料化拡大―自宅全半壊の被災者から失業した被災者も

救援・復興ボランティアを募集しています

日本共産党愛知県委員会は、もとむら伸子、かわえ明美両県常任委員を先頭に宮城県へ救援・復興ボランティアを行っています。ぜひ、あなたもボランティアに参加しませんか。党県災害対策本部

052-261-3461までTELを

救援募金にご協力下さい

郵便振替 008500-0-2450888

口座名義 日本共産党愛知県委員会

※通信欄に「震災募金」と記し、氏名、住所、職業を明記して下さい。(法律上必要です)



イチゴ畑で泥出しを行う
日本共産党のボランティア